

浦安市障がい福祉ガイドブック広告掲載募集要領（令和8年度）

この要領は障がい福祉ガイドブックの広告掲載の募集に関して、浦安市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）及び広告媒体への広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定める事項のほか、広告募集に関し必要な事項を定めるものである。

障がい福祉ガイドブックは、障がいのある方やそのご家族、支援者の方々向けに市の制度やサービス、市内の障がい福祉サービス事業所の情報を掲載し、周知するために配布しているものである。

1 広告媒体

(1) 名称

令和8年度版障がい福祉ガイドブック

(2) 規格

A4版、140ページ程度

(3) 発行部数（予定）

冊子 6,000冊

市のホームページにPDF版を掲載

(4) 発行時期（予定）

令和8年10月

(5) 配布期間（予定）

令和8年10月～1年間程度（次のガイドブック完成まで）

(6) 配布場所

- ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が属する世帯へ配布
- イ 浦安市役所3階 障がい福祉課窓口
- ウ 浦安市役所3階 障がい事業課窓口

2 募集内容等

(1) 規格

ア 1/2ページ 縦125mm×横170mm (一色刷黒)

イ 1/4ページ 縦60mm×横170mm (一色刷黒)

(2) 募集枠

4 ページ分。ただし、申込状況により、広告掲載決定数を増加する場合があります。

(3) 掲載料

ア 1/2ページ (1 ページに広告 2 枠) 15,000円

イ 1/4ページ (1 ページに広告 4 枠) 5,000円

(4) 掲載位置

原則、市内事業所一覧の余白部分または、市内事業所一覧より後ろのページで、浦安市が定める位置とし、「令和8年度版障がい福祉ガイドブック」に広告を掲載しようとする者による位置の指定はできないものとする。

3 選考方法

(1) 要綱及び掲載基準に基づき、広告主と広告内容を審査し、決定する。

(2) 掲載の可否については、後日通知する。

4 広告掲載基準等

(1) 広告の内容又はデザインが、本要領、要綱及び掲載基準に違反していると認められる場合は、期限を定め、広告の内容等の改善を求めるものとする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取りやめる。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までに広告掲載の原稿の提出が行われない場合

ウ 4(1)の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

エ 広告掲載決定後に、要綱第4条及び掲載基準に掲げる広告掲載を否とすべき基準に該当することとなった場合

オ その他、広告掲載が不相当と判断された場合

- (3) 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。
ただし、印刷終了後においては、取り下げることができない。
この場合、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。
- (4) 広告媒体の発刊を中止する場合など、広告主の責めに帰さない理由により、
広告掲載の決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。
ただし、広告掲載料に利子は付さない。
- (5) 申込の状況により、広告サイズ又は広告掲載料を変更することがある。
- (6) その他広告掲載に関しては、浦安市の指示に従うこと。

5 申込み手続

(1) 提出書類

- ア 浦安市広告掲載申込書（第2号様式）
- イ 広告物（申込書提出時に原稿を提出し、広告掲載の決定後に版下として使用可能な形式（電子データ）を提出するものとする。）
- ウ 広告を掲載する事業所等の概要及び事業内容がわかる資料（パンフレット等）

(2) 申込期間

令和8年5月15日（金）から6月19日（金）まで

(3) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、メールで浦安市福祉部障がい福祉課へ
なお、メールを送信後、受信確認のため、障がい福祉課へ電話連絡をすること。

6 問合せ先

浦安市福祉部障がい福祉課

住 所：〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

電 話：047-712-6393

F A X：047-355-1294

E-mail：syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp